

学位論文審査の要旨

学位申請者	永井 瑞枝 2020年3月単位修得退学	論文題目	律令断罪制度の確立過程
審査委員	主 査: 神田 由築 教授	インター ネット 公表	学位論文の全文公表の可否 : 否
	副 査: 大藪 海 准教授		「否」の場合の理由
	副 査: 戸川 貴行 准教授		<input type="checkbox"/> ア. 当該論文に立体形状による表現を含む
	審査委員: 湯川 文彦 准教授		<input type="checkbox"/> イ. 著作権や個人情報に係る制約がある
	審査委員: 榎本 淳一 教授 (大正大学)		<input checked="" type="checkbox"/> ウ. 出版刊行されている、もしくは予定されている
学位名称	博士 (人文科学)		<input type="checkbox"/> エ. 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている
(英語名)	(Ph. D. in Japanese History)		<input type="checkbox"/> オ. 特許の申請がある、もしくは予定されている
		※本学学位規則に基づく学位論文全文のインターネット公表について	

学位論文審査・内容の要旨

古代日本では中国からもたらされた律令を国家の基本法典として備え「律令国家」への道を歩み始める。その律令の中には、罪を犯した者を審議して、その罪に相当する刑罰を確定して刑を執行するまでの一連の手続きを規定した、獄令という篇目が存在する。本論文は、獄令のいう一連の手続きを「断罪」の語で表現し、獄令および関連諸制度について唐との比較を行い、古代社会において断罪制度が確立する過程とその意義を明らかにすることを通して、日本独自の断罪制度の特質を解明することを目的としている。

第一章では獄令の律令中における位置づけ(篇次・篇目名・条目構成)に注目して唐の獄官令との比較分析が行われ、日本の獄令は獄を運用することを想定して、唐の獄官令を実用的に改変して編纂されたことが明らかにされた。第二章では、刑法である律にどのような施策方針が盛り込まれたのかについて、日本律と唐律の量刑比較が検討され、日本律は唐律と比べて量刑が軽減されているという通説に対して、それよりも日本律の量刑の特徴として、斬刑および絞刑という死刑を、謀反を始めとする国家に背信する行為、また殺害や盗を犯した者に科す刑罰として純化されている点が特徴として指摘された。第三章では、律令制下において中央の断罪を掌る刑部省組織について、その具体的な機能が検討され、囚獄司および贖司の機能から獄空間を核として量刑・行刑を行う刑部省の体制が明らかにされた。第四章では、断罪と表裏一体である恩赦について、その意義が断罪制度との関連性から解明され、日本と唐の恩赦の目的・性格の違いが明らかにされた。第五章では、獄令1条の内容の変遷が検討され、大宝令の編纂段階では唐の獄官令1条がほぼ忠実に受け継がれたのに対して、養老令では規定内容が大きく変更されたことが明らかにされ、獄以外の側面からも断罪制度の構築過程が示された。

以上の分析を通して、次の点が明らかにされた。日本古代の断罪制度の特色は、捕縛した罪人を拘束するための獄空間が設置された点に認められる。そのことによって、中国の獄官令の規定に大宝令の編纂過程で修正が加えられたり、刑部省の下で獄の具体的な運用が図られたり、恩赦も獄から解放される制度へと変更されるなど、日本独自の断罪制度が確立された。こうした日本独自の獄設置は天武朝から進められ、それを中核とした断罪制度を備えた律令国家が、大宝律令の施行によって実現した。ただし、そこで断罪制度の構築が完成したわけではなく、それ以降も改変が継続して行われた。

本論文の成果は、第一に、日本の獄令と唐の獄官令の比較などによって、日本の獄令の歴史的意義や特質について新たな見解を示した点である。特に獄空間の整備に力点を置く日本の断罪制度の確立を説いた点は、比較研究に新たな論点を投ずるものである。第二に、そうした獄を主軸とした日本の断罪制度の運営の様相を、刑部省組織や囚獄司・贖司の役割から描き、律令国家の具体像の解明に貢献した。第三に、日本独自の刑罰観に則って律が編纂されたこと、その編纂が天武朝から始まったことを指摘し、断罪制度の側面から律令国家の確立過程についての研究を前進させた。第四に、日本と唐との量刑の違いなどに注目しながら、背景にある、ツミに対するケガレやハラエなど日本独自の刑罰観をも浮かび上がらせた点は、関連諸分野にも示唆を与えるものである。

審査委員会は、2023年5月22日、2024年1月15日、同年1月22日の3回行われた。審査委員からは、全般的に手堅い論考であり、通説に対する批判も説得的で独自の見解を示すことに成功しており、律令断罪制度の構造・特質・意義やその実態の解明に大きく貢献していると高い評価がなされた。一方で、日本の固有法との関わりや、制度の変質過程など前後とのつながりに関する言及が不足しているなどの指摘を受けた。申請者はこれらの指摘に対して真摯に修正を行い、2月8日の公开发表会では論文の概要を明快に説明し、質問に対して的確に回答を行った。よって、審査委員会は、本論文を、博士(人文科学)、Ph. D. in Japanese History を授与するに相応しいものと認めた。